

熊本大震災被災者・避難者のための

生活再建ハンドブック

特定非営利活動法人

鹿児島県ファイナンシャル・プランナー協会

目 次

No.	支援策、手続きの名称等	頁
1	り災証明書の発行	1
2	応急危険度判定	2
3	被災者の生活再建支援	2
4	災害弔慰金等の支給	2
5	日本財団 住宅損壊見舞金の支給	3
6	災害援護資金の貸付	3
7	生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付	3
8	被災住宅の応急修理	3
9	被災住宅の解体・処理費用の補助	3
10	被災住宅の補修や再建に関する相談	4
11	住宅の建設、補修等の融資	4
12	被災者のための住宅提供	4
13	法律相談等の窓口	6
14	自動車検査証の有効期限の延長	6
15	運転免許証を紛失した場合	7
16	預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	7
17	住宅ローンの返済	7
18	地震保険について	7
19	生命保険の契約内容について	7
20	医療機関の受診、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用	7
21	年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	8
22	登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合	8
23	国税の特別措置	9
24	県税の特別措置	9
25	市町村税の特別措置	10
26	公共料金の減免措置等	10
27	奨学金の緊急採用、返済期限猶予、JASSO 支援金の受付	11
28	農林漁業関係災害復興の融資	11
29	中小企業者を対象とした相談窓口	11
30	労働・雇用面の各種相談	12
31	こころの悩みや健康に関する相談	12
32	災害時の発達障がい児・者支援	13
33	災害ボランティア	13

1 り災証明書の発行

◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。

◆ 熊本市の「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。

○「住家」の「り災証明書」の発行窓口は、以下の各区役所福祉課及び各総合出張所です。なお、り災証明書の発行はお住まいの区以外でもできます。

(受付時間 8:30～17:15、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。)

各区役所	電話番号
中央区役所	096-328-2311
東区役所	096-367-9127
西区役所	096-329-5403
南区役所	096-357-4129
北区役所	096-272-1118

各出張所	電話番号
託麻総合出張所	096-380-3111
花園総合出張所	096-359-1122
河内総合出張所	096-276-1111
城南総合出張所	0964-28-3111
飽田総合出張所	096-227-1111
天明総合出張所	096-223-1111
幸田総合出張所	096-378-0172
北部総合出張所	096-245-2111
清水総合出張所	096-343-9161

○店舗、事業所、工場等の「り災証明」は、熊本市商業金融課(096-328-2424)までお問合せ下さい。

○農林水産業関係の「り災証明」の発行は、農業支援課(096-328-2384 市庁舎 12階)または、各区役所農業振興課までお問合せ下さい。

◆ 熊本市以外の市町村の「り災証明書」の申請窓口等は、以下のとおりです。

市町村	受付の状況	問合せ先
御船町	御船町役場税務課課税係で受付	096-282-1114
嘉島町	嘉島町役場総務課総務係で受付	096-237-1111
益城町	中央公民館講堂で受付 (9:00～16:00)	096-289-2911 096-289-2912
甲佐町	町役場仮設プレハブで受付	096-234-6624
山都町	山都町役場 1階税務住民課横、清和支所、蘇陽支所で受付(9:00～12:00、13:00～17:00)	0967-72-1111
宇土市	市民体育館で受付 (8:30～17:15)	0964-22-1111
宇城市	市役所新館、三角支所、不知火支所、小川支所、豊野支所で受付	0964-32-1111
阿蘇市	市役所本庁舎で受付	0967-22-3148
南阿蘇村	役場各庁舎窓口で受付 (9:00～17:00)。発行の日程、会場は以下のとおり。5月27日までは、地区ごとに発行日が決められています。	
	期間	会場
	5月22日～25日	役場長陽庁舎2階

	5月26日～29日	久木野総合センター	
	5月30日以降	役場久木野庁舎	
西原村	役場税務課で受付		096-279-3111
菊池市	本庁市民課、総合支所（七城、旭志、泗水）総務民生課で受付(8:30～17:00)		0968-25-7211
合志市	合志庁舎総務課、西合志庁舎総合窓口、須屋支所、泉ヶ丘支所窓口で受付(8:30～17:00)		096-248-1112
大津町	オークスプラザ野外ステージ前		096-293-3111
菊陽町	役場総務課で受付(9:00～17:00)		096-232-2111
八代市	八代市資産税課（千丁支所1階）、各支所地域振興課（坂本・東陽・泉）、鏡支所は市民環境課、日奈久出張所で受付(8:30～17:15)		0965-33-4112 0965-33-4108
美里町	役場中央庁舎総務課、砥用庁舎健康窓口課で受付		0964-46-2111 0964-47-1115
玉名市	玉名市役所本庁舎1階市民ロビーで、地震に関する総合相談窓口を開設中(8:30～16:30)		0968-75-1420
玉東町	役場総務課で受付		0968-85-3111

(注) 建物被害が大きい市町村を中心に記載しています。

2 応急危険度判定

- ◆ 応急危険度判定は、震度5以上の地震が発生し多くの建築物が被害を受け、市町村長が判定の必要があると判定した際に、市町村が主体となって実施するものです。
- ◆ 被災宅地についても、危険度判定が行われています（実施を予定していない市町があります）。
- ◆ 判定の実施状況・要望等については、各市町村役場にお問い合わせください。
 熊本市（建築物）・・・建築指導課 096-328-2513、096-328-2516
 熊本市（宅地）・・・開発景観課 096-328-2507
 その他の市町村・・・各市町村建築担当課

※ 応急危険度判定は余震等による二次災害を防止するためのもので、被災証明書発行のための認定調査や、被災建物の恒久的使用の可否を判断調査ではありません。

3 被災者の生活再建支援

- ◆ 住宅が全壊・大規模半壊した場合において、生活再建のための支援金が支給されます。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

4 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害救助法適用市町村において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。
 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

5 日本財団 住宅損壊見舞金の支給

- ◆ 住宅（非住家や事業所を除く）が全壊、大規模半壊した世帯に対し、日本財団が住宅損壊見舞金を支給しています。詳しくは日本財団事務センター(03-6435-5751)にお問い合わせください。

6 災害援護資金の貸付

- ◆ 地震により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間（3年）を含め10年です。据置期間は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

7 生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付

- ◆ 被災され、当面の生活費を必要とする世帯に対し、資金の貸付けが行われます。原則として、一世帯につき一回限り10万以内とされていますが、世帯の中に要介護者がいる場合や4人以上の世帯等は20万円以内までが貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間（1年以内）終了後、2年以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。熊本市は080-5077-9455または080-5065-9604にお問い合わせください。

8 被災住宅の応急処理

- ◆ 地震により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業務者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 収入によって、利用できない場合があります。また、修理は、1世帯当たり57万円6千円が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
 - ※ 全壊の住家は、応急処理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
 - ・ 自ら修理する資力がないこと
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

9 被災住宅の解体・処理費用の補助

- ◆ 地震により半壊以上の被害を受けた住宅について、市町村が解体・処理を行う場合の費用が補助されます。市町村が事業主体となりますが、緊急やむを得ないもので特に必要と市町村が認めた場合は、個人が行った解体・処理についても対象となることがあります。
- ◆ 受付を開始している市町村は、次のとおりです。

市町村	受付場所等	問合せ先
嘉島町	受付期間：5月24日からを予定 ※行政区ごとに受付日が決められています。	096-237-2619
甲佐町	甲佐町役場生涯学習センターで受付	096-234-6624
合志市	受付期間：6月1日～8月31日を予定 受付場所：合志庁舎環境衛生課	096-248-1202
美里町	美里町役場水道衛生課衛生下水道係で受付	0964-47-1114

10 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、住宅リフォーム・紛争処理センターが「住宅補修専用・住まいのダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、0120-330-712（平日 10 時～17 時）にお問い合わせください。
- ◆ 熊本市では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された平屋または 2 階建の木造住宅について、住宅の地震に対する安全性の診断を行う耐震診断士を派遣します。申込は先着順で、受付は 6 月 9 日から開始されます。一戸につき、5,500 円が必要です。詳しくは、熊本市建築政策課建築物安全推進室(096-328-2449)にお問い合わせください。

11 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-553（通話料無料）
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

12 被災者のための住宅提供

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。
詳しくは、以下の相談窓口にお問い合わせください。

県、市等	問合せ先等
独立行政法人所有住宅	受付期間：5月30日まで 受付場所：県庁本館 12 階 土木部建築住宅局住宅課 問合せ先：096-333-2549、096-333-2550
雇用促進住宅	受付期間：6月7日～6月10日 問合せ先：092-534-1600
熊本県	県営八幡台団地の受付は5月20日で締め切られました。
御船町	応急仮設住宅（旧七滝中、木倉、高木） 受付期間：5月23日～6月12日 問合せ先：御船町役場福祉課社会福祉係(096-282-1342)
嘉島町	応急仮設住宅（近隣公園、下仲間公園、児童公園等） 受付期間：5月21日～5月31日 受付場所：嘉島町役場 2 階大会議室 問合せ先：嘉島町役場農政課(096-237-2629) ※仮設住宅団地ごとに受付日が決められています。

益城町	応急仮設住宅（テクノ団地、飯野団地、広安団地等） 受付期間：5月21日～6月3日 受付場所：中央公民館講堂、グランメッセ熊本 他 問合せ先：益城町住まい支援チーム(096-289-1480)										
甲佐町	甲佐町白旗仮設団地 受付期間：5月16日～5月31日 受付場所：甲佐町役場生涯学習センター 問合せ先：甲佐町震災関連支援対策班(096-234-6624)										
宇土市	宇土市高柳仮設団地 受付期間：5月16日～6月14日 受付場所：市役所住宅対策班（市民体育館） 問合せ先：0964-22-1111										
宇城市	応急仮設住宅（松橋町、小川町、豊野町） 受付期間：6月5日まで 受付場所：市役所新館第3会議室 問合せ先：高齢介護課応急仮設住宅担当 0964-32-1406										
阿蘇市	応急仮設住宅（市体育館東側広場、阿蘇北中学校跡地） 受付期間：5月31日まで 受付場所：阿蘇市土木部住環境課（0967-22-3169）										
南阿蘇村	応急仮設住宅（岩坂団地、長陽運動公園） <table border="1" data-bbox="488 958 1131 1173"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>会場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月22日～25日</td> <td>本田技研体育館</td> </tr> <tr> <td>5月26日～29日</td> <td>役場長陽庁舎2階</td> </tr> <tr> <td>5月30日～31日</td> <td>久木野総合センター</td> </tr> <tr> <td>6月1日～7日</td> <td>役場久木野庁舎</td> </tr> </tbody> </table> 問合せ先：南阿蘇村建設課(0967-67-3178)	期間	会場	5月22日～25日	本田技研体育館	5月26日～29日	役場長陽庁舎2階	5月30日～31日	久木野総合センター	6月1日～7日	役場久木野庁舎
期間	会場										
5月22日～25日	本田技研体育館										
5月26日～29日	役場長陽庁舎2階										
5月30日～31日	久木野総合センター										
6月1日～7日	役場久木野庁舎										
西原村	西原村小森仮設団地 受付期間（第1次 木造50戸）：5月18日～5月31日 （第2次 プレハブ252戸）：6月1日～6月5日 受付場所：西原村役場（096-279-3111） ※5月26日までは、地区ごとに受付日が決められています										
菊池市	受付場所：菊池市役所建設部都市整備課(0968-25-7242)										
大津町	室仮設団地（老人ホームすぎなみ園跡地） 受付期間、受付場所：準備中 問合せ先：大津町災害対策本部（096-293-1111）										
菊陽町	受付期間：5月24日まで 受付場所：町役場別館2階 建設課管理係(096-232-2115)										
八代市	受付期間：5月16日～5月26日 受付場所：八代市水処理センター2階 建築住宅課 問合せ先：0965-33-4122										
人吉市	受付場所：人吉市建設部管理課市営住宅係(0966-22-2111)										
荒尾市	受付場所：建築住宅課住宅管理係（0968-63-1491）										
水俣市	受付場所：水俣市役所総合政策部政策推進課(0966-61-1606)										
天草市	問合せ先：熊本地震被災者相談窓口(0969-23-1111)										
上天草市	受付場所：上天草市総務企画部企画政策課（0964-26-5511）										

錦町	受付場所：錦町役場地域整備課管理係（0966-38-4418）
あさぎり町	受付場所：建設林業課(0966-45-7221)
多良木町	受付場所：多良木町役場環境整備課建設係（0966-42-1259）
水上村	受付場所：水上村役場建設課（0966-44-0315）
相良村	受付場所：総務課（0966-35-0211）
球磨村	受付場所：球磨村役場総務課または住民福祉課 問合せ先：0966-32-1111、0966-32-1112
苓北町	受付場所：苓北町役場総務課(0969-35-1111)
福岡県	受付場所：福岡県庁建築都市部会議室(092-643-3870)
福岡市	受付場所：福岡市住宅都市局住宅管理課(092-271-2553)
北九州市	受付場所：各区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナー 問合せ先：093-582-2556(市営)、093-531-3150(市公社賃貸)
佐賀県	受付場所：佐賀県県土整備部建築住宅課(0952-25-7368)

(注) 建物被害が大きい市町村を中心に記載しています。

- ◆ 住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県、熊本市が民間住宅を借り上げて無償で提供しています。
平成 28 年 4 月 14 日時点において熊本県内に住所を有し、災害により住居が全壊又は大規模半壊の被害を受け、居住する住宅がない方を対象としています。
期間は最長 2 年間で、家賃は原則として 1 か月 6 万円以内です。
熊本県または熊本市（借主）と貸主及び被災者（入居者）の三者により賃貸借契約を締結することが必要になります。
- ◆ 詳しくは被災時にお住まいの市町村の窓口へお問合せください。
- ◆ 被災された方に対し、民間賃貸住宅の紹介を行うため、不動産関係団体が協力して、無料の相談窓口を開設しています。詳しくは、不動産関係団体による相談窓口(0120-03-0338、受付時間 10:00～17:00)にお問い合わせください。
- ◆ 自宅が損壊するなどして避難所等で生活されている方々のうち、高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮が必要な方とその介助者を対象に宿泊施設(ホテルや旅館)の提供を行っています。
宇土市、益城町、南阿蘇村については熊本県薬務衛生課(096-333-2245)に、熊本市は健康福祉政策課(096-328-2340)に、その他の市町村については直接各市町村にお問い合わせください。

13 法律相談等の窓口

- ◆ 熊本県弁護士会では、電話による相談・情報提供を実施しています。
相談窓口：0120-587-858(平日 10:00～16:00 ※6 月末まで土日も開設予定)
- ◆ 九州ブロック司法書士会協議会では、熊本地震無料電話相談を実施しています。
相談窓口：0120-863-123(毎日(土日祝日含む)16:00～19:00)
- ◆ 熊本県司法書士会では、被災地を巡回して無料法律相談会を開設しています。詳しくは熊本県司法書士会(096-364-2889)にお問い合わせください。

14 自動車検査証の有効期限の延長

- ◆ 九州運輸局では、熊本地震で被災した熊本県の 23 市町(熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、玉名市、玉東町、山鹿市、阿蘇市、南小国町、小国町、南阿蘇村、西原村、

八代市、氷川町)を対象に、4月15日～6月14日に期限を迎える自動車検査証(車検証)の有効期限を6月15日に延ばします。詳しくは、九州運輸局(092-472-2312)にお問い合わせください。

15 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 地震により自動車運転免許証を紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、熊本県運転免許センター(096-233-0110)にお問い合わせください。

16 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
 - ・各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
 - ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420
 - ・金融庁相談ダイヤル フリーダイヤル 0120-156-811
(IP電話からは 03-5251-6813)

17 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772、受付時間 9時～17時)。

18 地震保険について

- ◆ 地震保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - ・そんぼADRセンター(受付時間 9:15～17:00 ナビダイヤル 0570-022-808)
(IP電話からは 092-235-1761)証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15～17:00)
 - ・ナビダイヤル 0570-001-830 (IP電話からは 03-6836-1003)

19 生命保険の契約内容について

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル 0120-001-731
 - ・かんぼコールセンター フリーダイヤル 0120-552-950

20 医療機関の受診、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用

- ◆ 地震で自宅が全壊・半壊するなど大きな被害にあわれた方、生計維持者が失職して収入がない方などは、医療機関、介護サービス事業所等の窓口で申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが猶予されます。さ

らに、国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽ、介護保険に加入されている方は、猶予された窓口負担等が免除されます（平成28年7月末まで）

- ◆ 障害福祉サービスの利用者についても、同様の利用者負担の免除が行われます。
- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。
 - ・九州厚生局 医療課 092-707-1123
 - ・熊本県 健康福祉部 国保・高齢者医療課 096-333-2221
 - ・各医療機関

21 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（0120-558-656）[月曜 8:30～19:00、その他平日及び土日・祝日 8:30～17:30]にお問い合わせください。
- ◆ 市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日 8時30分から 17時15分]にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号、管轄区域
熊本西年金事務所	096-353-0142 管轄エリア：熊本市 山鹿市 菊池市 合志市 菊池郡
熊本東年金事務所	096-367-2503 管轄エリア：宇土市 宇城市 阿蘇市 下益城郡 阿蘇郡 上益城郡
玉名年金事務所	0968-74-1612 管轄エリア：玉名市 荒尾市 玉名郡
本渡年金事務所	0969-24-2112 管轄エリア：天草市 上天草市 天草郡
八代年金事務所	0965-35-6123 管轄エリア：八代市 人吉市 水俣市 八代郡 葦北郡 球磨郡

22 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
熊本地方法務局	096-364-2145	熊本市、益城町、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町
宇土支局	0964-22-0320	宇土市、宇城市、美里町
玉名支局	0968-72-2347	玉名市、荒尾市、玉東町、和水町、長洲町、南関町
山鹿支局	0968-44-2411	山鹿市

阿蘇大津支局	096-293-2272	阿蘇市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、産山村、高森町、南阿蘇村、小国町、南小国町
八代支局	0965-32-2654	八代市、水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町
人吉支局	0966-22-3393	人吉市、錦町、相良村、山江村、球磨村、五木村、多良木町、あさぎり町、湯前町、水上村
天草支局	0969-22-2467	天草市、上天草市、苓北町

23 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
阿蘇税務署	0967-22-0551	阿蘇市 阿蘇郡
天草税務署	0969-22-2510	上天草市 天草市 天草郡
宇土税務署	0964-22-0410	宇土市 宇城市 下益城郡
菊池税務署	0968-25-2121	菊池市 合志市 菊池郡
熊本西税務署	096-355-1181	熊本市（中央区、西区、南区、北区）
熊本東税務署	096-369-5566	熊本市（東区） 上益城郡
玉名税務署	0968-72-2125	荒尾市 玉名市 玉名郡
人吉税務署	0966-23-2311	人吉市 球磨郡
八代税務署	0965-32-3141	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡
山鹿税務署	0968-44-2181	山鹿市

24 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	税の種別	管轄区域
県央広域本部	096-352-4111	法人県民税・法人事業税 ゴルフ場利用税 県民税利子割 県たばこ税 鉾区税	熊本県全域
		個人事業税	熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡
県北広域本部	0968-25-4124	軽油引取税 不動産取得税	荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、阿蘇市、

県南広域本部	0965-33-3180	狩猟税	玉名郡、菊池郡、阿蘇郡
		産業廃棄物税	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡、球磨郡
天草広域本部	0969-22-4239		天草市、上天草市、天草郡
自動車税事務所	096-368-4020	自動車取得税 自動車税	熊本県全域

25 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ◆ 前年中の合計所得が1,000万円以下で、住宅または家財の損失額が10分の3以上あった方は、市町村民税・県民税及び国民健康保険税が減免されることがあります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

26 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは、上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

◆ 電気（九州電力）

営業所名、電話番号	管轄区域
玉名営業所・配電事業所 0120-986-601	玉名市、山鹿市、荒尾市(一部)、合志市(一部)、熊本市北区(一部)、熊本市西区(一部)、玉名郡
玉名営業所・配電事業所 0120-986-602	菊池郡、山鹿市(一部)、菊池市、阿蘇市、合志市(一部)、熊本市北区(一部)、阿蘇郡南小国町(一部)・高森町・南阿蘇村・西原村、上益城郡益城町(一部)・山都町(一部)
熊本西営業所・配電事業所 0120-986-603	熊本市中央区(一部)、熊本市北区(一部)、熊本市西区(一部)、合志市(一部)、菊池郡菊陽町(一部)
熊本東営業所・配電事業所 0120-986-604	熊本市中央区(一部)、熊本市西区(一部)、熊本市東区(一部)、熊本市南区(一部)、上益城郡、美里町
宇城営業所・配電事業所 0120-986-605	宇城市、熊本市南区(一部)、宇土市、上天草市(一部)
八代営業所・配電事業所 0120-986-606	八代市、宇城市(一部)、水俣市、下益城郡美里町(一部)、八代郡、葦北郡、球磨郡球磨村(一部)
天草営業所・配電事業所	天草市、上天草市(一部)、天草郡

0120-986-607	
人吉営業所・配電事業所 0120-986-608	人吉市、八代市(一部)、球磨郡

◆ ガス、電話

西部ガス	お客様サービスセンター	0570-000-312
NTT 西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
NTT ドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし) 151 (通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-800 (通話料無料)
a u	a u 携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111 (通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし) 157 (通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157 (通話料無料)

- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。
- ◆ 詳しくはNHK (0570-077-077 9:00~20:00 ご利用になれない場合 050-3786-5003 (有料)) にお問い合わせください。

27 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO 支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター (0570-666-301) にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して JASSO 支援金の申請受付をしています。JASSO 支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課 (03-6743-6011) にお問い合わせください。

28 農林漁業関係災害復興の融資

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 熊本支店	096-353-3104
日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部	0120-926478
農林中央金庫 熊本支店	096-353-1147

29 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

熊本支店中小企業事業	096-352-9155	熊本支店国民生活事業	096-353-6121
八代支店国民生活事業	0965-32-5195		

【熊本県信用保証協会】 096-375-2000

【商工組合中央金庫】 熊本支店 096-352-6184

【商工会議所】

熊本	096-354-6688	八代	0965-32-6191	荒尾	0968-62-1211
人吉	0966-22-3101	水俣	0966-63-2128	本渡	0969-23-2001
玉名	0968-72-3106	山鹿	0968-43-4111	牛深	0969-73-3141

【熊本県商工会連合会】 096-325-5161

【熊本県中小企業団体中央会】 096-325-3255

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 九州本部 092-263-1500
南九州事務所 099-219-7882

【九州経済産業局 産業部 中小企業課】 092-482-5447

【中小企業庁】 熊本県よろず支援拠点 096-286-3355

30 労働・雇用面の各種相談

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 地震により熊本県内の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、離職していなくても失業給付を受給できます(一定の要件があります)。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク(職業安定所)までお問い合わせください。

熊本職業安定所	096-371-8609	熊本市(旧植木町、旧富合町、旧城南町を除く)
上益城出張所	096-282-0077	上益城郡、阿蘇郡西原村
八代職業安定所	0965-31-8609	八代市、八代郡
菊池職業安定所	0968-24-8609	菊池市、山鹿市、合志市、菊池郡、熊本市のうち旧植木町
玉名職業安定所	0968-72-8609	玉名市、荒尾市、玉名郡
天草職業安定所	0969-22-8609	天草市、上天草市、天草郡
球磨職業安定所	0966-24-8609	人吉市、球磨郡
宇城職業安定所	0964-32-8609	宇土市、宇城市、下益城郡、熊本市のうち旧富合町、旧城南町
阿蘇職業安定所	0967-22-8609	阿蘇市、阿蘇郡(西原村を除く)
水俣職業安定所	0966-62-8609	水俣市、芦北郡
熊本労働局 職業安定部 職業安定課		096-211-1703
総務部 労働保険徴収室		096-211-1702
雇用環境・均等室		096-352-3865

31 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害あわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。
 - ・熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル 0120-783-728 平日 10時～17時
 - ・熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル 0120-021-506 月・水・金曜 13時～17時
 - ・熊本地震「心の緊急電話相談」0120-111-916 (14時～20時 5月末まで)

- ・こころの健康相談電話(熊本県精神保健福祉センター) 096-386-1166 平日 9時～16時
- ・熊本市こころの健康センター(ウェルパルクまもと) : 096-362-8100 平日 9時～16時

32 災害時の発達障がい児・者支援

- ◆ 被災された発達障がい児・者及びご家族の方を対象に、ご自宅や避難所での困りごとについて相談、支援を行っています。
詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

センター名	電話番号	管轄区域
北部発達障がい者支援センター	096-293-8189	主に荒尾・玉名、菊池、阿蘇、上益城
南部発達障がい者支援センター	0965-62-8839	主に、宇城、八代、芦北・水俣、人吉・球磨、天草地域
熊本市発達障がい者支援センター	096-366-1919	熊本市にお住まいの方

33 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

県・市町村	開設場所	ボランティアによる支援の依頼窓口	ボランティア活動への参加に関する問合せ先
熊本市	花畑広場	電話：090-6653-1592、 090-6653-1581、080-3025-7621 080-3025-7641、080-3025-7796 080-3025-8917 (9:00～17:00) FAX：096-354-2122	個人 090-6653-1552 090-6653-1648 090-6653-1649 団体(10名以上) 070-3169-3966
御船町	御船町町民グラウンド南側駐車場	070-3160-2396、070-3152-3656	
嘉島町	嘉島町社会福祉協議会	090-6653-1384 090-8348-2409	
益城町	井関熊本製造所グラウンド	電話：090-8348-2644 090-8348-2559 (9:00～16:00) FAX：096-289-6091	096-289-6090 096-289-6092
甲佐町	甲佐町老人いこいの家	096-235-1022、090-6653-1354 090-6653-1464 (9:00～16:00)	096-234-1192
山都町	山都町社会福祉協議会本部	0967-82-3345(9:00～17:00)	
宇土市	宇土市社会福祉協議会		0964-23-3756 0964-23-3757

宇城市	熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場	090-6653-1573、090-6653-1442、090-8348-2529 (9:00～16:00)	
阿蘇市	阿蘇市社会福祉協議会	電話:0967-32-1127 FAX:0967-32-4940 (9:00～16:00)	電話:0967-32-1127 FAX:0967-32-4940 (9:00～11:00)
南阿蘇村	久木野総合福祉センター	0967-67-2511 (9:00～18:00)	
西原村	西原村社会福祉協議会	096-279-4425	
菊池市	菊池市社会福祉協議会泗水支所	電話:090-8348-3147、090-8348-2821(受付: 9:00～16:00) FAX:0968-38-6367	
合志市	合志市社会福祉協議会	096-242-7007	
大津町	運動公園 スポーツの森・大津	096-296-6516	090-8348-2570 090-8348-2784
菊陽町	菊陽町町民体育館前テント	090-8348-2564 090-8348-3296	090-8348-2787
八代市	八代市社会福祉協議会	本所地域福祉課 0965-62-8228 八代支所 0965-32-2882 鏡支所 0965-52-0677 坂本支所 0965-45-3209 東陽支所 0965-65-2890 千丁支所 0965-46-2611 泉支所 0965-67-2018	
熊本県	熊本県社会福祉協議会	災害ボランティアに関する問い合わせ 電話:096-342-8266(9:00～17:00)	

参 考 資 料①

経済・生活面の支援

1. 災害弔慰金（給付）

（1）支援の内容

災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。災害弔慰金の支給額は次のとおりです。

生計維持者が死亡した場合	500万円を超えない範囲内で支給
その他の者が死亡した場合	250万円を超えない範囲内で支給

（2）対象となる方

災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録がある方、外国人登録がある方）のご遺族です。

支給の範囲・順位は、死亡した方の

①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、です。

※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。【お問い合わせ先】 市町村

2. 災害障害見舞金（給付）

（1）支援の内容

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。

生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円を超えない範囲内で支給
その他の者が重度の障害を受けた場合	125万円を超えない範囲内で支給

（2）対象となる方

災害により以下のような重い障害を受けた方です。

- | |
|---|
| ①両眼が失明した人
②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人
③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
⑤両上肢をひじ関節以上で失った人
⑥両上肢の用を全廃した人
⑦両下肢をひざ関節以上で失った人
⑧両下肢の用を全廃した人
⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 |
|---|

※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。

【お問い合わせ先】 市町村

3. 災害援護資金（貸付）

(1) 支援の内容

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。

貸付限度額	①世帯主に1ヵ月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1ヵ月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住所の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
	エ 住居全体の滅失又は流失	350万円

	通常	震災特別法による特例※
貸付利率	年3% (措置期間中は無利子)	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%
措置期間	3年以内 (特別の場合5年)	6年以内
償還期間	10年以内(措置期間含む)	13年以内

※「震災特別法（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）」による特例です。（平成23年5月2日施行）。

(2) 活用できる方

次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

- ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヵ月以上
- ②家財の1/3以上の損害
- ③住居の半壊又は全壊・流出

○所得の制限があります。

世帯人数	市町村民税における総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円

5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住所が滅失した場合は1,270万円とします。
------	---

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害です。

【お問合せ先】 市町村

4. 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の内容

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付があります。これらの貸付限度額等は次のとおりです。

○福祉費

貸付限度額	150万円（目安）
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
措置期間	6ヶ月以内
償還期間	7年以内（目安）

○緊急小口資金

	通常	特別な場合（下記※参照）
貸付限度額	10万円	20万円
貸付利率	無利子	無利子
措置期間	2ヵ月以内	1年以内
償還期間	8ヵ月以内	2年以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは都道府県、市町村、社会福祉協議会にご相談ください。

- ・低所得世帯に限らず被災世帯を貸付対象者とする。
- ・亡くなられた方や要介護の方がおられるなど特別な場合には貸付限度額を20万円とする。（※）。
- ・併せて、措置期間を1年以内、償還期間を2年以内にそれぞれ延長する。

(2) 活用できる方

- ・低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯
- ・災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

【お問合せ先】 都道府県、市町村、社会福祉協議会

5. 奨学金・育英会等の教育支援

(1) 日本学生支援機構

日本学生支援機構では、震災に遭われた方々に緊急採用・応急採用奨学金の申し込みを受け付けます。災害救助法適用地域に居住する世帯で、震災により家計が急変したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。

<奨学金（融資）の概要>その他の詳細については別途問合せのこと

種類	緊急採用奨学金（第一種奨学金:無利子）	応急採用奨学金（第二種奨学金:有利子）
採用時期	年間を通じて随時	年間を通じて随時
申し込み先	現在在学している学校	現在在学している学校
採用基準	【高等学校、専修学校（高等課程）】 学力基準、家計基準あり（別途確認）	【高等学校、専修学校（高等課程）】 申し込みできません
	【大学、短大、高等専門学校、専修学校（専門課程）】 学力基準、家計基準あり（別途確認）	【大学、短大、高等専門学校、専修学校（専門課程）】 学力基準、家計基準あり
貸与時期	家計急変の生じた月以降で希望する月	家計急変の生じた月以降で希望する月
貸与終期	原則として採用年度末まで（「緊急採用奨学金継続願」を提出することで1年間）	標準修業年限が終了するまで

<奨学金の月額>

○高校、専修（高等）

	自宅通学	自宅外通学
国・公立	18,000 円	23,000 円
私立	30,000 円	35,000 円

○短大、大学、専修（専門）

	国・公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
			54,000 円（大学）	64,000 円（大学）
30,000 円を選択することも可				
第二種奨学金	30,000 円・51,000 円・80,000 円・100,000 円・120,000 円のいずれ			

○高専

		国・公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金	1～3年生の間	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円
		10,000円を選択することも可			
	4・5年生の間	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
		30,000円を選択することも可			
第二種奨学金 《4・5年生対象》		30,000円・51,000円・80,000円・100,000円・120,000円のいずれか			

<奨学金の減額返済、返済猶予について>

震災により返還困難となった方は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出してください。災害救助法の適用を受けない近隣の地域であっても、同等に被災された方や勤務先が被災した方についても、返還を減額・猶予できる場合があります。

【お問合せ先】

独立行政法人 日本学生支援機構 0570-03-7240 (ナビダイヤル)
 ※受付時間：8:30～20:00 月曜～金曜 (土日祝日・年末年始を除く)

社会保険制度等の給付

1. 労働者災害補償保険制度 (労災保険)

仕事中や通勤途中に地震や津波などで、けが、病気、障害、死亡などに対して被労働者や家族に給付を行う制度です。

○労災保険の給付の種類

治療を受けた時 (療養補償給付)	治療費を全額支給
けがなどの為、労働できず賃金を受け取れない時 (休業補償給付)	休業4日目から1日につき給付基礎日額の6割が支給され、さらに2割が特別支給金として支給される ※給付基礎日額・・・ 災害発生前3ヵ月間に支払われた賃金の平均額
けがなどが治癒し障害等級に該当する障害が残った時 (障害補償給付)	障害等級第1級から7級までは年金支給、第8級から14級までは一時金が支給される。 ※公的年金などから障害年金が支給される場合、一部調整される
労働者が死亡した時 (遺族補償給付)	死亡当時の遺族の人数に応じて年金が支給、年金を受け取る遺族がない場合は一時金が支給される ※公的年金などから遺族年金が支給される場合は、一部調整される
埋葬を行った時 (葬祭料)	一定額が支給される

今回の震災で、労働基準監督署へ労災請求をする場合は、

①任意の様式で請求できる

②事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けるとのことです。

<自宅以外で避難されている方>

労災の請求は事業所（会社）を管轄する労働監督基準署に請求書を提出するのが原則ですが、今回の震災で被災された方については、

①最寄りの監督署へ提出

②出張相談を利用したの提出が可能です。

また、震災の影響により監督署が閉鎖している場合も上記の方法にて可能です。

【請求先・お問合せ先】 事業所（会社）を管轄する労働基準監督署、もしくは最寄りの労働基準監督署へ

2. 健康保険の傷病手当金

このページでは、主に業務外に病気やけがに遭い、働くことができずに会社を休んだ場合に受給できる「傷病手当金」について整理していきます。

Q 1. 傷病手当金とはどういう趣旨の給付でしょうか。

A 1. 傷病手当金は、病気やけがの休業中に被保険者とその家族を保障するために設けられた健康保険の給付制度です。病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される手当金です。

Q 2. 会社の休暇中に震災に遭遇して、けがをしまい、働くことができずに会社を休んでいます。この傷病手当金はもらえるのでしょうか。

A 2. 傷病手当金は「連続3日間以上の期間を休み（有給や欠勤は問わず）」、「給料が一部または全額支給停止」なった場合に支給要件に当てはまります。該当すると思われる方（主にサラリーマン）は、会社の人事や総務等の健康保険を管理する担当部署にご確認ください。

Q 3. 自営業者等が加入する国民健康保険の場合、この傷病手当金は適用するのでしょうか。

A 3. 国民健康保険の場合は、任意給付の取り扱いとなっており、各市町村によってその対応が異なります。よって、各市町村の国民健康保険担当部署への確認が必要となります。

Q 4. 傷病手当金はいくらもらえるのでしょうか。

A 4. 支給額は病気やけがで休んだ期間、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額です。なお、働くことができない期間について、ア、イ、ウに該当する場合は、傷病手当金の支給額が調整されることとなります。

ア 事業主から報酬の支給を受けた場合
イ 同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合（同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受け取る時は、その合算額）
ウ 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金などを受けている場合

(複数の老齢給付を受けるときは、その合算額)

ア～ウの支給額が、傷病手当金の日額より多いときは、傷病手当金の支給はありませんが、ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より少ないときは、その差額を支給することとなります。支給される期間は支給を開始した日（休んだ日から4日目）から1年6ヶ月以内となります。

Q5. 業務中に被災して、けがをして休業した場合に何か給付があるのでしょうか。

A5. 「傷病手当金は」業務中の保障はありませんが、業務中の災害の場合には、労災保険の「休業補償給付」でカバーされていますので、ご安心ください。該当すると思われる方は、会社の人事や総務等の担当部署にご確認ください。サラリーマンに限らず、タクシードライバー等の自営業者の方で労災保険（特別加入制度）にご加入の場合でも対象になります。受給要件や申請に関しては、最寄りの労働基準監督署へご確認ください。

3. 遺族年金

震災の影響で亡くなられた方と生計維持関係にあり、下記の要件に該当する遺族に対して支給されます。

○遺族基礎年金

死亡者の要件	①国民年金の加入者（障害年金と同様に納付要件あり） ②国内居住の60歳以上65歳未満の方 ③老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方、または、受給権者
遺族の要件	子のある妻、または子 （子は18歳到達の年度の末日を経過していない子、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子）
年金額	788,900円+子の加算（平成23年度） 子の加算：第1子、第2子・・・各 227,000円 第3子以降・・・各 75,600円

○遺族厚生年金

死亡者の要件	①厚生年金保険の加入者 ②加入中の病気やけが等傷病がもとで初診日から5年以内に死亡した方 ③1級・2級の障害厚生年金を受給できる方 ④老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方、または受給権者
遺族の要件	妻、子、孫 ※優先順位あり 55歳以上の夫、父母、祖父母（60歳から支給）
年金額	報酬比例年金×3/4
中高齢寡婦加算	子のない妻が40歳から65歳になるまで遺族厚生年金に加算 591,700円（平成23年度）

国民年金の第一号被保険者期間のある方が亡くなくても、遺族基礎年金を受給できない場合は、「寡婦年金」「死亡一時金」が支給される場合があります。要件はそれぞれご確認ください。

<遺族年金の請求>

最寄りの年金事務所に、

①亡くなられたことが確認できる死亡診断書等

②申請者ご本人の身分を確認できるもの（運転免許証など）をご持参下さい。

手続きに必要な住民票が入手できない場合は、その代わりとなる書類を提出すれば手続きを行うこととしています。年金事務所にてご相談ください。

【請求先・お問合せ先】 最寄りの年金事務所へ

4. 障害年金

震災により、けがや病気による身体機能の障害、精神の障害になり、障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日など）に、一定の受給要件に該当していれば、障害の程度によって障害年金が支給されます。

※初診日・・・けがや病気などについて初めて医師の診療を受けた日

○障害年金の受給要件

	障害基礎年金	障害厚生年金
初診日要件	国民年金の加入者など	厚生年金の加入者
保険料納付要件	これまでの加入期間のうち、 ・保険料納付済期間と免除期間をあわせて3分の2以上ある方 もしくは直近の1年間に保険料の未納がない方	
障害等級	1級または2級（医師の作成した診断書が必要）	1級・2級・3級（医師の作成した診断書が必要）

○障害を認定する基準

障害厚生年金	障害基礎年金	1級障害	日常生活を送るのに、他人の介助を受けなければ、ほとんど自分のことができない状態
		2級障害	日常生活を送るのに、自力では生活をするのが著しく困難で、労働による収入を得ることができない状態
	—	3級障害	労働が著しい制限を受けるか、労働に著しい制限を加えることを必要とする状態

障害手当金・・・初診日から5年以内にけがや病気が治り、障害等級3級よりやや軽い障害が残った時、一時金として支給されます（厚生年金加入者）。

【請求先・お問合せ先】 最寄りの年金事務所へ

5. 雇用保険の失業給付

雇用保険の失業給付は退職や解雇などにより「失業」した場合に受けられるものです。しかし、今回の震災により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方は、「雇用保険の特例措置」により失業給付を受けることができます。

Q 1. 「雇用保険の特例措置」とはどのようなものですか。

A 1. 「雇用保険の特例措置」には次の2種類があります。

- ①事業所が災害を受けたことにより、事業を休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※上記の失業給付は、雇用保険に6ヵ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

Q 2. 「雇用保険の特例措置」を受ける場合にはどのようにすればよいですか。

A 2. この特例を受けるためには、働いていた事業所から交付される「休業票」（上記Q 1の①の場合）または「離職票」（上記Q 1の②の場合）を持参し、ハローワークで手続きをすることが必要です。

Q 3. 事業主や会社から必要な書類の交付を受けられない場合はどうしたらよいですか。

A 3. 事業主や会社と連絡がつかないなどの理由で離職票や休業票の交付が受けられず、手続きが進められないといった場合でも、本人の申し出等により手続きを行うことができますので、まずは最寄りのハローワーク又は都道府県労働局にご相談ください。もし給与明細や賃金振込が確認できる通帳などの就業時の状況が分かるような書類をお持ちの場合はご持参下さい。

Q 4. 会社で雇用保険に加入させてもらえなかったのですが、失業給付を受けることはできますか。

A 4. 雇用保険の失業給付を受けるには、雇用保険に加入していたことが要件となります。ただし、「1週間の所定労働時間が20時間以上であること」及び「31日以上雇用見込みがあること」という条件を満たしており、本来雇用保険に加入すべきだったが事業主により加入手続きが行われていなかった場合は、さかのぼって加入手続きを行うことができますので、ハローワーク又は都道府県労働局にご相談ください。

【雇用保険の失業給付に関するお問い合わせ先】

最寄りのハローワークまたは都道府県労働局【平日 8:30～17:15】

1. 国税の特別措置

(1) 所得税法に定める雑損控除と災害減免法に定める税額軽減免除

大震災により住宅や家財等に被害を被ったり、震災に関連した出費があった方は、「所得税法」に定める雑損控除の方法、または「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

○「所得税法」に定める雑損控除

災害、盗難、横領で損害を受けた場合は、次のいずれか多い方の金額を所得から控除できます。

- ・ 差引損失額－所得金額の10分の1
- ・ 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

(注) 差引損失額の計算とは

損害金額（その資産の時価を基にして計算した額）＋災害関連支出（滅失した住宅・家財を除去するためにかかった費用）－保険金などによって補てんされる金額で求められます。

なお、対象となる資産は通常生活に必要な住宅や家財・自家用車などの資産に限られます

(生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価格が30万円を超える貴金属・書画・骨董等をいいます)。また損害額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後5年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。

○「災害減免法」に定める税額控除

年間の所得が1,000万円以下で、住宅・家財の2分の1以上の損害を受けた方で、上記の雑損控除の適用を受けない方は下記により所得税の全部または一部が免除されます。

- ・ 所得金額が500万円以下の人・・・・・・・・・・全額免除
 - ・ 所得金額が500万円超750万円以下の人・・・・・・・・・・2分の1の軽減
 - ・ 所得金額が750万円超1,000万円以下の人・・・・・・・・・・4分の1の軽減
- なお損害額が所得金額を超えた場合でも、上記の「雑損控除」とは異なり、その超える金額を翌年以降に繰り越すことはできません。

これらの措置を受けるには確定申告が必要となります。既に確定申告を済ませている方と済ませていない方では、ご用意いただく書類が異なります。具体的な控除額の計算や、被災されて書類が紛失してしまっている方など、分からない点については税理士または税務署へお問い合わせください。

(2) その他の還付について

○住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン減税）の特例

大地震により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について、居住がで

きなくなった場合でも、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの期間のついても引き続き住宅借入金等特別控除を受けることができます。
年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方（サラリーマンの方等）は引き続き年末調整で控除を受けることができます。年末調整によって控除を受ける場合の「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（兼明細書）」をなくされた方は、最寄りの税務署で再発行してもらえます。

○自動車重量税の特例還付

自動車検査証（車検証）の有効期間内に大震災により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局（自動車検査登録事務所）又は軽自動車検査協会事務所で自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届けの手続きを行い、自動車重量税の還付申告書を提出すると、車検残存期間分の自動車重量税の還付を受けることができます。

被災自動車とは以下のような理由により永久抹消登録等の手続きを行った車をいいます。

- ・海水により使用できなくなった
- ・車庫の倒壊等により車体が破損し、使用できなくなった
- ・自動車が津波で流されてしまい、行方が分からなくなった

自動車重量税の還付申告書は、期日までに運輸支局又は軽自動車検査協会に申請しなければなりません。また還付申告書の提出にあたっては、自動車の永久抹消登録等の手続きが必要です。

○被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免除

被災自動車の使用者であった方が、一定期間内に買換車両（中古車を含む）を取得して車検証の交付等を受ける場合には、自動車重量税に係る免除届出書を提出することにより、最初に受ける車検証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。ただし被災自動車の数が限度です。

被災自動車の使用者であった方は、買換車両を使用する場所を管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会に車検証の交付等を受ける際に必要な書類と一緒に自動車重量税に係る免除届出書を提出してください。

この免除措置の適用を受けることができる買換車両について、既に自動車重量税を納付してしまった場合でも還付を受けることができます。

【お問い合わせ先】

自動車重量税の特例還付及び免除措置について・最寄りの税務署

永久抹消登録等の手続きについて 最寄りの運輸支局又は軽自動車検査協会

2. 地方税の特別措置

○個人住民税

- ・所得税で雑損控除の適用を受けた場合、個人住民税も所得税に連動して、税額が低くなります。
- ・所得税については雑損控除と災害減税法を併用することができませんが、個人住民税の場合は雑損控除の適用を受けた場合でも、各市町村の条例により免除の適用をうけられることがあります。

○固定資産税・都市計画税

- ・津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について課税を免除することとされました。
- ・大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地として使われていた土地（被災住宅用地）を被災後10年間、住宅用地とみなして固定資産税・都市計画税を軽減されます。
- ・被災住宅用地の所有者等が、その土地に代わる土地（被災代替地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合は、その代替地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年間、その土地を住宅用地とみなして固定資産税・都市計画税を軽減されます。
- ・大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、その家に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得は又は改築した場合には、その代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、4年間2分の1、その後2年間3分の1が軽減されます。

○不動産取得税

- ・被災家屋の所有者が新しい家を平成33年3月31日までに取得した場合は、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようになりました。
- ・被災代替家屋の敷地で、被災家屋の敷地として使っていた土地に代わるものを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分については不動産取得税が課されないことになりました。

○自動車取得税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を一定期間内に取得した場合には、自動車取得税が課されないことになりました。

○自動車税・軽自動車税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る該当年度の自動車税・軽自動車税が課されないことになりました。

ただし、これらの地方税の扱いについては、各都道府県・市町村により要件や手続き方法が異なります。詳しくはお住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。

個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税・・・各市町村
不動産取得税、自動車取得税、自動車税・・・・・・・・各都道府県

3. 健康保険料等の措置（国民健康保険、健康保険料、介護保険料等）

○国民年金保険料

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、申請することにより全額が免除されます。

国民年金保険料免除申請書に被災状況届けを添付して、ご住所地の市町村役場又はお近くの年金事務所へ申請してください。なお保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料の納付が困難な方は口座振替の停止手続きをとる必要もあります。

○国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療制度保険料

各市町村により次の措置が取られています。

- ・納期限の延長又は口座振替日の変更をすることがあります。
- ・震災により著しい損害を受けたために保険料の支払いが困難となった場合、保険料が免除される場合があります。
- ・震災により住宅が全半壊などの著しい侵害を受けたため、窓口負担の支払いや介護サービスに係る利用者負担の支払が困難となった場合、猶予・免除される場合があります。

各市町村により対象となる方・支援の内容・提出書類が異なりますので、ご住所地の市町村役場へお問い合わせください。

参 考 資 料② 知っておきべき生活の知恵

年 金

Q 1. 大学で留年し、25歳で会社に就職し、60歳で定年退職をした。老齢基礎年金を満額もらうためには40年間保険料を納める必要があると聞きましたが自分はまだ35年しか納めていません

A. 60歳までに満額の老齢基礎年金にならなかつたり、25年の受給資格期間を満たすことができなかつた場合、65歳まで国民年金に加入できる「高齢者任意加入制度」があります。加入を希望する場合、住所地の市町村役場に申し出て手続きをする必要があります。(新年度から受給資格期間が10年になります)

Q 2. 会社員である夫が60歳で定年退職をした。専業妻である55歳のAさんは、どんな手続きが必要ですか。

A. 夫が会社に勤めている間は、専業妻であるAさんは第3号被保険者であり、保険料を納める必要はありませんが、夫が退職をすると60歳まで国民年金保険料を納める必要性が出てきます。住所地の市町村役場で手続きをする必要があります。

Q 3. 老齢基礎年金の「繰上げ」「繰下げ」支給について説明してください。

A. 老齢基礎年金は、原則として65歳から受給できるが、本人の希望により60歳から70歳までの間で早く受取ったり、遅く受取ったりすることができる。早く受取る場合を「繰上げ支給」といい、「 $0.5\% \times$ 繰上げ月数」の額が減額され一生支給される。遅く受取る場合を「繰下げ支給」といい、「 $0.7\% \times$ 繰下げ月数」の額が増額され一生支給される。繰上げ支給を60歳から受給する場合、65歳の受給額を100とすると受給額は70となる、76歳を境に65歳から受給した方が、60歳で早く受給するより得となる。

Q 4. サラリーマンの夫(昭和22年4月5日生まれ)が退職しました。年金はいつからもらえますか。又年金の家族手当みたいな年金がもらえると聞きましたがいつからもらえますか。

A. 昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた人は暫定的に60歳から「部分年金」(報酬比例部分相当の老齢厚生年金)が、64歳から満額の「特

Q 6. 定年になりましたが、再就職することにしました。再就職した場合、今もらっている年金はどうなるか教えてください。

A. 年金をもらっている人が再就職すると「在職老齢年金」といい、年金額が一定割合で減額されます。

①基本月額（年金月額）＋ 総報酬月額相当額（報酬月額に前1年間のボーナスの合計額の1/12を加えた額）＝28万円以下の場合、減額はありません。

②上記が28万円を超える場合は、減額されます。

(イ) 年金額のみで28万円以下

【基本月額＋総報酬月額相当額－28万円】の1/2の減額

(ロ) 年金額のみで28万円超

【総報酬月額相当額】の1/2の減額

ただし、調整を受けるのは「厚生年金の被保険者」となった場合でアルバイトとか、株、不動産収入などの収入は無関係です。

Q 7. 国民年金の受給権しかない場合、年金を増やす方法があると聞きました。どんな方法がありますか。

A. 方法として「付加年金」と「国民年金基金」に加入する方法があります。

①付加年金 ～ 月額400円の付加保険料を支払うことで、老齢基礎年金に年額「200円×付加保険料納付月数」が足されます。
2年で保険料をカバーできることになります。

②国民年金基金 ～ 加入は任意ですが、任意脱退はできません。
掛け金の上限は月額6万8千円で全額社会保険料控除の対象となりますので税制上優遇されています。

なお、「付加年金」と「国民年金基金」は同時に加入はできません。

Q 8. 失業給付をもらいながら、老齢年金を受給できますか。

A. 老齢厚生年金を受給している人が、雇用保険の基本手当（失業給付）を受けると受給期間が経過するまで年金の支給が停止されます。基本手当は「離職前6ヶ月の給与」の平均額を、年金は「現役時代の給与」の平均額を基礎として計算されますので、一般的には基本手当の方が金額が多いので有利です。

Q 9. 「熟年離婚」がブームになっています。離婚時女性に有利な制度が始まると聞きましたがどんな制度ですか。

A. 平成19年度から離婚時の年金分割制度が始まりました。これは夫が老齢厚生年

金を受けている場合で、婚姻期間中に相当する老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）の権利を最大2分の1の範囲で妻に分割できる制度です。老齢基礎年金は分割の対象にはなりませんし、分割の割合は夫婦で協議して決めます。現在年金を受給中でも分割は可能です。平成18年10月から、離婚時に受取れる年金額を社会保険事務所に照会できるようになりました。

Q10. 年金にかかる税金について教えてください。

A. 老齢基礎年金、老齢厚生年金など老齢年金には所得税・住民税がかかります。遺族年金や障害年金は非課税です。

老齢年金は支払い時に源泉徴収されますが、年金額が65歳未満で年額108万円未満、65歳以上で年額158万円未満の場合源泉徴収の対象とはなりません。

国の年金以外に厚生年金基金など別の年金をもらっている人や年金とは別に収入のある人や生命保険料や損害保険料などの控除がある人は「確定申告」をすれば「還付」を受けられる可能性があります。

Q11. 遺族基礎年金と遺族厚生年金では、支給対象となる遺族に違いがあるのですか。

A. 遺族基礎年金は、死亡した人に生計を支えられていた「子のある妻」や「子」のみに支給される。（「子」とは、18歳未満の子又は障害のある20歳未満の子）遺族厚生年金は、死亡した人に生計を支えられていた「妻」、「子」、「夫」、「父母」、「孫」、「祖父母」である。「妻」には年齢要件はないが「妻」以外の方は、年齢要件がある。又「兄弟姉妹」は支給対象外である。

「子のない妻」には、遺族基礎年金は支給されないので、その救済策として40歳から65歳未満の妻に対しては、65歳まで「中高齢寡婦加算」が上乗せ支給されます。

Q12. 公的年金は2つ同時に支給を受けられませんか。

A. 公的年金は1人1年金が原則です。「遺族基礎年金」と「老齢基礎年金」のように支給される事由が異なる2つ以上の年金受給権を取得した場合は、1つの年金を選択する必要があり、他方の年金は支給停止になります。（後から発生した年金がもらえないわけではない）

ただし、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」のように支給事由が同一の場合は同時に受給できます。又65歳以降に限り、老齢基礎年金と遺族厚生年金は同時に受給できます。

保 険

Q 1. 60歳で再雇用され、社会保険にも加入していますが、通勤の途中で交通事故に会い、足を骨折しました。保険は適用されますか。

A. 労働者が業務上又は通勤途上で負傷し、又は疾病にかかった場合などは「労働者災害補償保険」が適用されます。保険料は全額事業主が負担します。

Q 2. 保険契約でも「クーリングオフ」が使えると聞きましたができない場合を教えてください。

A. 保険契約では、申込日又は第1回保険料払込日のいずれか遅い方から8日以内であれば、クーリングオフで契約解除できますが、次の場合は、撤回解除できませんので注意が必要です。

- (1) 保険会社が指定する医師の診査を受けた場合
- (2) 保険会社の事務所や代理店で契約した場合
- (3) 保険契約期間が1年以内の契約の場合
- (4) 法人が契約する事業のための保険契約 などです。

Q 3. 退職した次の年（61歳の時）に、交通事故に会い、介護状態になりました。公的介護保険の支給が受けられますか。

A. 「介護保険」は、平成12年4月から施行された加齢に伴う疾病で要介護状態になった人に対して福祉介護サービスを行う保険で、保険者は市町村です。

被保険者の種類は、

- ① 第1号被保険者・・・65歳以上の人
- ② 第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満の人

給付が受けられるのは、原則として第1号被保険者のみで、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病に限定して介護状態になった場合のみ給付が受けられます。

交通事故が原因で介護状態になった61歳の人を対象外です。

Q 4. 今年4月に定年退職します。雇用保険の基本手当は定年後すぐもらえますか。

A. 雇用保険の求職者給付の一つである基本手当は、会社を退職した日以前1年間に14日以上働いた月が6ヵ月以上あった、就職しようという意思があるにもかかわらず就職できない状態にある人に支給されます。

定年退職の場合、手続きが終われば、待機期間（7日間）を経て支給されます。（最高150日分）

雇用保険の手続きは、自分でする必要があります次の書類を揃えてハローワークへ行き、手続きをしてください。

- ① 雇用保険被保険者証
- ② 離職票
- ③ 運転免許証など本人確認できるもの
- ④ 写真
- ⑤ 認印
- ⑥ 預金通帳

Q 5. 定年退職を機に持っている保険の見直しを考えています。見直しの時のポイントを教えてください。

A. 生命保険の本来の目的は、家計を支える人に万一の事があった時の残された家族の生活保障です。若いうちは、子供も小さく大きな額の生命保険が必要ですが、60歳を過ぎるころには子供も独り立ちし、大きな額の生命保険は必要ないと思われまますので、その分の保険料を、「医療保険」の充実に充てることをお勧めします。

Q 6. 主人が交通事故で入院し、高額な医療費を支払いました。「高額療養費」という制度があると友人から聞きました。どんな制度か教えてください。

A. 1ヶ月の医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、請求すると超えた額が還付される制度です。

〈 高額療養費自己負担限度額（70歳未満の場合） 〉

80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

ただし、入院時の食事代、差額ベット代などは除かれます。

Q 7. 今年4月に定年退職します。退職後の医療保険についていい方法を教えてください。

A. 退職後 再就職しない場合には次の3つの方法があります。

① 「任意継続被保険者」

勤務していた会社の健康保険に継続して加入する。(最大2年間) 条件とし

- ・ 2ヶ月以上の被保険期間があること。
- ・ 退職後20日以内に申請すること。

があります。保険料は全額自己負担となります。

② 「国民健康保険」の被保険者になる。

国民健康保険は、市町村が運営していますので、市町村役場窓口で手続きする必要があります。保険料は全額自己負担です。

③家族の人の健康保険の被扶養者になる。

年収180万円未満（60歳以上）などの条件を満たせば、会社員の子供など家族の健康保険の被扶養者となる。

保険料の負担はなくなります。

Q 8. 死亡保険金を受け取った時に課税される税金について教えてください

A. 個人が死亡保険金を受け取った場合の課税関係は次のとおりです。

契約者（保険料負担者）	被保険者	受取人	課税される税金
A	A	Aの相続人	相続税
A	A	Aの相続人以外	相続税（遺贈） 非課税控除なし
A	B	A	一時所得
A	B	C	贈与税

〈 生命保険の非課税限度額 〉

[500万円 × 法定相続人]

（法定相続人の数には、相続放棄をした人も含まれる）

Q 9. 「告知義務」について説明してください。

A. 契約者及びに被保険者は、生命保険契約の申込みに際し、保険会社に過去5年以内の健康状態や身体の障害状況、職業など重要事項を告げる義務があります。これを「告知義務」といいます。告知の方法として「告知書に自書する方法」と「保険会社が指定した医師等の診査の方法」があります。

この「告知義務」に違反した場合、保険会社は契約の解除権がありますが、この解除権は

① 契約後、2年を超えた場合

② 保険会社が告知義務違反を知った日から1ヶ月以内

に解除を行わない場合には、時効となり解除権は消滅します。

Q 1. 「権利書」が見つかりません。どうしたらよいでしょうか。

A. 登記を行うとその登記について「登記済証」が交付されます。「権利証」は、所有権の移転又は保存の登記に係る登記済証です。「権利証」は紛失しても再発行はされません。従来は、売買など取引の際、登記済証が見つからない場合、「保証書」による登記ができましたが、平成17年3月から新制度に移行し、登記済証が添付できない場合は、本人確認制度によって行うようになりました。司法書士にご相談されるとよいでしょう。

Q 2. 不動産の売買契約をしようとしたら、手付金の話が出ました。注意することを教えてください。

A. 「手付金」は売買などの契約の際、買主から売主に交付される金銭で、手付金は売買代金の一部でなく、契約の証や契約解除権を担保する性格を持っています。相手方が契約の履行に着手するまでは契約解除が可能です。その場合、誰が契約解除を申し出したかにより

- ① 買主が契約解除を申し出た場合
買主は手付金を放棄する。
- ② 売主が契約解除を申し出た場合
売主は手付金の倍額を買主に支払う必要がある。

の違いがあります。「履行」とは、売主は登記や引渡しであり、買主は代金の支払いのことです。

Q 3. 新築住宅を購入したら、6ヵ月もしないうちに天井から雨漏りがし始めました。損害賠償の請求ができますか。

A. 民法では、買主が目的物（この場合新築住宅）の隠れた瑕疵（雨漏り、シロアリ被害、ひび割れ、法律的欠点など）を発見した場合、発見後1年以内なら売主に対して、損害賠償を請求できると定めています。契約の目的が達成できない場合は、契約解除もできることになっています。売主はその瑕疵について過失がなくとも、責任を負わないといけません。

又、平成12年に「住宅の品質確保の促進に関する法律」が施行され、新築住宅の瑕疵については、業者に10年間の瑕疵担保責任を義務付けています。

Q 4. 田舎に退職金で新築住宅を買おうと売買契約をしたのですが、住宅の引渡しを受ける前に隣家の火事で全焼してしまいました。代金を支払う必要がありますか。

A. 民法では、売買契約の目的物（この場合新築住宅）が天災など（この場合類焼）で滅失した場合、買主に売買代金を支払う義務があると定めています。（「危険負担」といいます）

建物焼失の危険は、買主の負担となり、売主は代金を請求できるとされています。

しかしながら、どうみても買主に不利な定めですので、通常取引では、特約により危険負担は売主が負うことにしています。

売買契約書にもう1度目を通してみてください。

Q 5. 定年を機に、遊ばせていた土地を業者に頼んで売ろうと思います。自分でも買主を探そうと思いますが、業者との契約はどうしたらよいですか。

A. 業者（正当な宅地建物取引業者であるかの確認も必要）に土地売買の媒介を頼む場合には、「媒介契約」を結びます。媒介契約には次の3通りがあります。自分でも買主を見つけられる（自己発見取引と言います）つもりですので「専任媒介契約」をお勧めします。

媒介の種類	契約期間	自己発見取引	他の業者	依頼した業者
一般媒介契約	—	○	○	○
専任媒介契約	3ヶ月	○	×	○
専属専任媒介契約	3ヶ月	×	×	○

(○：探せる ×：探せない)

税 金

Q 1. 年末の宝くじで運よく100万円当たりました。税金が引かれますか。

A. 宝くじの当選金は、非課税ですので所得税はかかりません。

課税上、所得がないものとして扱われるのは次のものです。

- ① 傷病者や遺族が受ける恩給、年金
- ② 給与所得者が会社から受取る出張旅費や通勤手当（限度10万円以内）
- ③ 給与所得者が会社から受取る制服など職場に必要な現物給与
- ④ 障害者などの預貯金の利子
- ⑤ 損害賠償金、慰謝料など
- ⑥ 宝くじの当せん金
- ⑦ 雇用保険の失業給付 などがあります。

Q 2. 消費税の非課税取引について教えてください。

A. 消費税の非課税取引は下記のとおりです。

- ① 土地の譲渡（建物の譲渡は課税）
- ② 住宅の貸付
- ③ 株式や債券など有価証券の譲渡
- ④ 利子、保険料、社会保険料など

Q 3. 人間ドッグは、所得税の所得控除の1つである「医療費控除」の対象にはならないと聞きましたが、他に対象とならないものはどんなものがありますか。

A. 納税者及び納税者と生活を一つにしている配偶者やその他の親族が支払った医療費は控除の対象になりますが、下記は「医療費控除」の対象にはなりません。

- ① 健康診断の費用
- ② 疲労回復のための医薬品の購入代金
- ③ 通常使用する眼鏡の購入代金
- ④ コンタクトレンズの購入代金
- ⑤ 容姿、美化などのための費用などです。

Q 4. 所得税の税額控除の一つである「住宅借入金等特別控除」について説明してください。

A. 自分の居住用家屋を取得又は増改築をし、その資金を住宅ローンなどにより調達

した場合、住宅借入金等特別控除が適用されます。ただし、住民税にはこの制度はありません。

① 控除の対象となる借入金

金融機関などからの借入金で償還期間が10年以上、割賦償還のもの
(親族からの借入金は対象外)

② その年の合計所得金額が3000万円以下

③ 取得した家屋に、取得の日から6ヶ月以内に入居し、控除を受ける年の12月31日まで引き続き、居住していることが必要です。

Q5. 給与所得者が、確定申告をしなければならないケースについて教えてください。

A. 給与所得者は、原則として年末調整により税額が精算されるので通常申告は不要ですが、次の場合は確定申告が必要となります。

① 主たる給与等の収入金額が2000万円を超える人

② 主たる給与等以外の所得が20万円を超える人

③ 2ヶ所以上から給与を受けている人

又、次の場合は、確定申告をしないと適用が受けられません。

① 医療費控除、雑損控除、寄付金控除を受ける人

② 住宅借入金等特別控除を受ける人(初年度のみ)

Q6. 「還付を受けるための確定申告」が必要な場合を教えてください。

A. 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっている場合、確定申告すればその分の税金は還付されます。

次のような場合があります。

① 所得が少ない人で、総合課税の配当所得や原稿料などがある場合。

② 給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除の適用がある場合。

③ 年の途中で退職し、就職しなかった人で、年末調整を受けなかった場合。

相続・贈与

Q 1. 贈与税のしくみについて教えてください。

A. 贈与税は、贈与を受けた人が課せられる国税です。

- ① 1年間に贈与を受けた合計額
- ② みなし贈与財産（生命保険など）
- ③ 非課税財産（扶養義務者間の生活費など）
- ④ 配偶者控除（2000万円）、基礎控除（110万円）

相続税の計算式 = (① + ② - ③ - ④) × 税率

申告期限は、翌年2月1日から3月15日までです。

Q 2. 退職金が入ったので、今年から毎年100万4年間、孫の大学の学費や生活費などを援助することにしました。贈与税はどうなりますか。

A. 贈与税の基礎控除は、年110万円ですので、一見、贈与税は課税されないように思われますが、ご質問のように、「〇年間に毎年〇〇円ずつ定期的に贈与をする」のは、「定期贈与」として課税の対象になる可能性があります。定期金に対する課税は、多額の贈与税がかかることもあり注意が必要です。

Q 3. 贈与を受けた財産などでも贈与税がかからないケースを教えてください。

A. 贈与を受けた場合でも、特定の目的のためにされた場合、贈与税は課税されません。主なものは

- ① 親子兄弟等、扶養義務者間における生活費、教育費のための贈与のうち通常必要と認められるもの。
- ② 法人から贈与を受けた財産
(贈与税はかかりませんが、一時所得として所得税がかかります)
- ③ 個人から病気見舞金、香典、年末年始の贈答、結婚祝など社交上、通常認められる範囲内の金品の贈与。

Q 4. 「法定相続分」と「遺留分」について教えてください。

A. ①相続財産を相続する共同相続人の相続すべき割合を、遺言で定めていない時は、相続分は下記の「法定相続分」によりとされています。

相続人	法定相続分
配偶者と子	配偶者 1/2 子 1/2
配偶者と直系尊属	配偶者 2/3 直系尊属 1/3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4

- ② 被相続人は、遺言などにより自由に自分の財産を処分できるが、結果として不公平が出る場合もあるので、一定の範囲内の相続人に残すべき最小限の相続分が決められているのが「遺留分」です。

直系尊属だけが相続人の場合	財産の 1/3
その他の場合	財産の 1/2

Q 5. 被相続人の配偶者の場合、相続税が大きく緩和されると聞きましたが、教えてください。

A. 被相続人の配偶者が相続した財産が、

- ① 法定相続分相当額
- ② 1億6000万円

のいずれか大きい方の金額以下であれば、配偶者には相続税は課税されません。なお、この税額軽減により、税額が0となっても申告は必要です。

Q 6. 相続する方法として、放棄などがあると聞きましたが、くわしく教えてください。

A. 相続の種類には、次の3つがあります。

- ① 単純承認

手続きは不要で、被相続人のすべての財産を無条件で相続することになります。

- ② 限定承認相続は、財産の範囲内で債務も受け継ぐ方法で、財産目録を作る必要があります。相続人全員で、相続の開始を知った日から3ヶ月以内に、家庭裁判所に申述する必要があります。

- ③ 相続放棄

相続人を外れて、財産も債務も引き継がない方法です。単独で、相続を知った日から3ヶ月以内に、家庭裁判所に申述する必要があります。

Q 7. 相続税の非課税となる財産を教えてください。

A. 相続税の非課税財産となるものは、次のものがあります。

- ① 仏壇、仏具、墓地、など
- ② 相続人が受取った生命保険の一部

- (500万円 × 法定相続人)
- ③ 退職金の一部
(500万円 × 法定相続人)
- ④ 国や地方公共団体等へ寄附をする財産

Q 8. 遺言を作成しようと思います。遺言の方法について教えてください。

A. 法定相続人以外の人に自分の財産をあげたいとか、法定相続分とは異なった形で相続したい場合などは、「遺言」によって承継させることが可能になります。

遺言の方法は、次の3つがあります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
立会人	不要	2人以上	2人以上
検認	必要	不要	必要

【 注意点 】

- ① 自筆証書遺言では、ワープロ、テープなどを利用したものは、ダメです。押印は実印でなくてもよいです。
- ② 日付の異なる2つの遺言書は、後の日付のものが有効です。

Q 9. 相続税対策として、妻に現在住んでいる不動産の一部を贈与したいと思います。注意点を教えてください。

A. 夫婦間で、居住用不動産などの贈与があった場合、一定の要件を満たすときは最高2000万円まで配偶者控除が受けられます。

この2000万円の控除は、基礎控除110万円と重ねて適用できますので、2110万円まで控除されることになります。

〈 適用条件 〉

- ① 婚姻期間が20年以上あること。
- ② 贈与を受けた財産が、居住用不動産であること。
- ③ 翌年3月15日まで受贈者が住んでいること。

〈 注意点 〉

- ① 同じ配偶者から一生に1度しかこの制度は利用できません。
- ② 贈与税はかからなくても、登記費用や不動産取得税などの付帯費用がかかります。

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人を、生活面と法律面から支援する制度です。家庭裁判所に申し立てることによって、法的に権限を与えられた後見人等がその方の暮らしを支援します。

この制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

任意後見制度とは

判断能力が十分あるうちに、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。契約は公証役場で作成する公正証書によって結びます。

法定後見制度とは

現在すでに判断能力が不十分で財産管理や契約が一人では難しい方に対し、家庭裁判所への申立てにより成年後見人等が選任され、本人の支援をする制度です。判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

後見人等は、本人の意思を尊重して生活を支援していきます。具体的には身上監護（福祉サービス利用や施設との契約等）や財産管理（預貯金の管理、収入・支出の管理、各種申告等）を行います。

後見人等は行った仕事の内容を定期的に、または随時に家庭裁判所に報告しなければなりません。

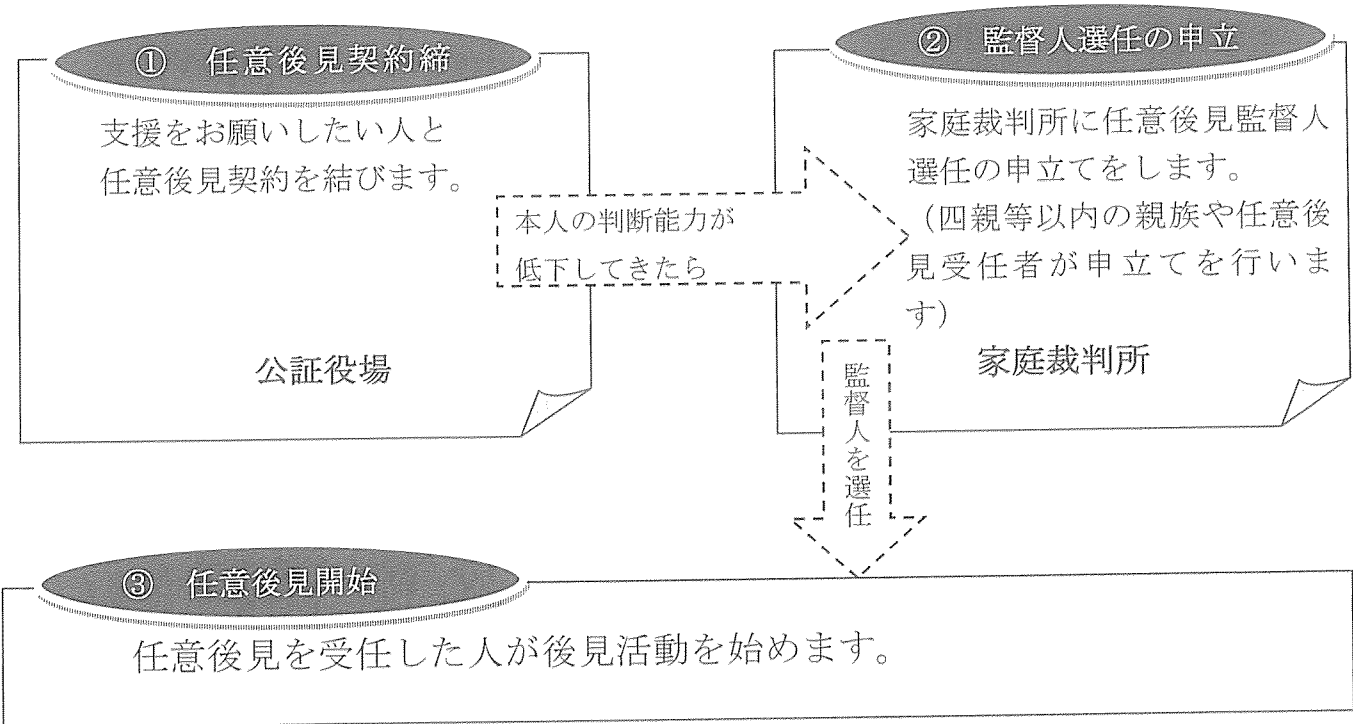
こんな方はご相談ください

- 将来自分が老いた時、知的障害のある子どもの面倒をみってくれる人がいないので、相談に乗ってほしい。
- お金の管理ができず、必要のない高額な品物をたびたび購入して困っている。
- 認知症の母親名義の定期預金の解約しようとしたら、本人でないとできないと言われ、成年後見制度のりようをすすめられた。
- 身寄りがいないため、自分が認知症になった時のお金の管理が心配。認知症になっても住み慣れた家で生活したいので、準備しておきたい。

1 任意後見の仕組み

「任意後見」は、自分の将来の生活への備えとして、「後見を任せたい内容」と「後見を任せる人（任意後見人）」を事前に決めておくしくみです。

- ① まず、ご自分が元気なうちに、「将来は後見を任せたい」と考えている人（または団体）を選び、公証役場で公正証書により任意後見契約（後見を任せる契約）を結びます。
- ② 契約に基づき、任意後見を開始するときは、家庭裁判所に「任意後見監督人」を選んでもらうために申立てを行います。
- ③ 任意後見監督人が選任された後、任意後見人は任意後見監督人の監督を受けながら、任意後見契約で定めた内容に従って支援活動を開始します。



◎ご利用できる方

契約の際に、契約の内容について、判断する能力がある方

(注) 公証役場では、本人の判断能力について必要があるときは、医師の診断書や親族などの話を確認しながら、契約の手続きを進めていきます。

参 考

「成年後見制度」は「任意後見」の他に、「法定後見」というしくみがあります。このしくみは、すでに判断能力が低下し後見を必要とする人に対して、親族などが家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所で選んだ成年後見人等が後見活動を行います。

「法定後見」では、成年後見人等の人選や、代理権の内容等付与する権限については、すべて家庭裁判所が決定しています。このような点が、多くのことがらを自分で決められる任意後見とは大きく異なるところです。

2. 任意後見契約の手続き

◆はじめに公証役場で契約を結びます。

①自分の意思で、後見を任せる人を決めます。

②後見を任せる人と一緒に、公証役場へ行きます。

- ★ 小林市の方は、都城市の公証役場を利用します。
- ★ 後見内容に関するご希望を、公証人に伝えて下さい。
- ★ 本人が公証役場に出向くことができない場合は、公証人が出張してくれます（出張料がかかります）
- ★ 契約を結ぶ際に公証役場に提出する書類は、「4. 任意後見契約に必要な書類と費用」をご覧ください。

③公正証書により、正式に契約を結びます。

- ★ 契約の際に本人と任意後見受任者（引き受けた人）の実印が必要になります。
- ★ 契約書の原本は公証役場で保管します。本人と任意後見受任者には、それぞれに「正本」が渡されます。
- ★ 公正証書の作成に必要な書類や費用は、「4. 任意後見契約に必要な書類と費用」をご覧ください。

④任意後見契約を結んだことが、法務局に登録されます。

- ★ 契約を結んだ約1週間後に、登記事項証明書の発行を受けられます。

◎契約書で定めておくこと

後見を任せる人を決める

- ★ 自分の後見を任せる人（任意後見人）は、自分で決めます。任意後見人には、契約能力があれば、どなたでもなることができます。
- ★ 後見を任せたい人がいない場合は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家に依頼することもできます。
- ★ 後見の仕事を依頼する人を複数選ぶこともできます。
(例：長女と弁護士、親しい友人と司法書士等)

月々支払う報酬額を決める

- ★ 報酬額は、本人と任意後見人が話し合い、契約書に定めます。
- ★ 報酬が発生するのは、任意後見監督人が決定し、後見が始まってからです。
- ★ 任意後見監督人にも報酬を支払います。金額は家庭裁判所が決定します。

後見を任せたい事柄を決める

将来、判断能力が低下した時に、後見を任せたい事柄について、契約書で決めておきます。

◆任意後見人がお手伝いできること◆

- ★ 本人のために必要な契約（例：介護サービスや施設入所の契約など）。
- ★ 本人の年金や手当を受領するための手続きや家賃などの支払い。
- ★ 誤って結んだ契約の解約のための交渉等
(例：悪質商法などによる契約の取消など)

3. 任意後見監督人申立ての手続き

本人の判断能力が低下してきたら
家庭裁判所に監督人専任の申立てを行います。

① 家庭裁判所に申立てを行います。

★監督人の申立てができる人★

本人・配偶者・四親等以内の親族・任意後見受任者

★ 本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。小林市内にお住まいの方は、宮崎家庭裁判所都城支部になります（申立てに必要な書類の一覧は、「5. 任意後見監督人選任申立てに必要な書類と費用」に記載してあります。）

②任意後見受任者等に事情聴取が行われます。

③家庭裁判所が任意後見監督人を決定します。

★ 家庭裁判所で決定されたことが、本人・申立人・任意後見人等に通知されます。

④家庭裁判所が法務局に登記を依頼します。

★ 審判書を受け取ってから、2週間程度で登記事項証明書の発行を受けることができます。

登記完了後、任意後見が始まります

◎任意後見監督人について

任意後見監督人の仕事

- ★ 任意後見監督人は、任意後見人が正しく仕事を行っているかどうか確認し、家庭裁判所に報告します。
- ★ 任意後見監督人は、任意後見人の仕事の確認を行う過程で、「不正な行為」が判明した場合には、解任の手続きを行うことができます。
- ★ 任意後見監督人は、任意後見人が不在や病気などの事情がある場合、任意後見人に代わって、後見業務を行うことができます。

任意後見監督人の選任

- ★ 家庭裁判所は、次のようなことを総合的に判断して、任意後見監督人を決定します。

- ①本人の心身状況や財産状況
- ②任意後見受任者・任意後見監督人候補者の職業や経歴
- ③本人や任意後見受任者との利害関係
- ④本人の意見

任意後見監督人の報酬

- ★ 任意後見人だけでなく、任意監督人にも報酬を支払います。
- ★ 報酬の金額は、家庭裁判所が、本人の財産状況を考慮して家庭裁判所が決定します。

4. 任意後見契約に必要な書類と費用

★本人についての書類

	書類の名称	発行窓口
1	戸籍謄本	本籍地の市役所等
2	住民票	住所地の市役所等
3	印鑑登録証明書	住所地の市役所等
4	実印	

★本人についての書類

	書類の名称	発行窓口
1	印鑑登録証明書	住所地の市役所等
2	住民票	住所地の市役所等
3	実印	

※ その他に、土地や家屋の登記簿謄本等が必要な場合があります。提出する書類については、公証人の指示に従ってください。

★契約書（公正証書）作成にかかる費用

	名 称	金 額
1	公正証書作成の基本手数料	11,000円
2	登記嘱託手数料	1,400円
3	登記所に納付する印紙代	2,600円
4	印鑑登録証明書の発行手数料	市役所の所定金額

※ その他に、用紙代や郵便切手代等がかかります。詳しくは、利用される公証役場に確認して下さい。

◆参考メモ◆

★登記されていないことの証明書★

- ① 「登記されていないことの証明書」に必要な収入印紙（300円）は、郵便局や法務局で販売しています。
- ② 四親等以内の親族が、本人の代わりに証明書を申請するときは、本人との関係を証明する戸籍謄本が必要です。
- ③ 証明書申請の時は「請求される方」の本人確認のため、氏名・生年月日がわかる書類（運転免許証等）が必要です。印鑑もご持参下さい。
- ④ 「登記されていないことの証明書」は、郵便で取り寄せることもできます。
 - ・申請書に必要事項を記入し、収入印紙（300円）を貼ります。（証明事項については、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」欄にチェックして下さい。）
 - ・返信用封筒（長3サイズ）に宛名を明記し、切手を貼ります。
 - ・申請書類・返信用封筒と共に、申請者（代理申請の場合は代理人）の氏名・生年月日が確認できる書類のコピーを同封して下さい。
 - ・下記の宛先まで送付します（戸籍謄本が必要な場合は、同封して下さい。）

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎（4階）

東京法務局後見登録課

☎5213-1360

5. 任意後見監督人選任申立てに必要な書類と費用

★東京家庭裁判所の様式

	書類の名称	記入例
1	任意後見監督人選任申立書	
2	申立事情説明書（任意後見）	
3	任意後見受任者事情説明書	有
4	親族関係図	
5	財産目録・資料（預貯金通帳の写し、不動産登記簿謄本の写し等）	有
6	収支状況報告書・資料（領収証の写し等）	有

★本人についての書類

	書類の名称	発行窓口
1	戸籍謄本	本籍地の市役所等
2	住民票（世帯全部）	住宅地の市役所等
3	後見登記事項証明書（任意後見）	東京法務局
4	登録されていないことの証明書	東京法務局
5	任意後見契約公正証書（正本）の写し	
6	診断書（成年後見用）	かかりつけ医等

★任意後見監督人選任の申立てにかかる費用（平成23年9月現在）

	名 称	窓 口	金 額 等
1	収入印紙	郵便局等	申立費用 400円× 2枚
			登記費用 1,000円× 1枚
			400円×1枚
2	郵便切手	郵便局等	500円切手×4枚 80円切手×10枚 20円切手×4枚 10円切手×5枚
3	戸籍謄本等発行手数料	市役所等	各市役所等所定の金額

2 法定後見の仕組み

1. 法定後見の利用手続きをする人（申立人）

法定後見を利用するときは、本人の住所地の家庭裁判所に「申立て」をすることから始まります。申立てができる人は、下記のように決まっています。

本人・配偶者（夫もしくは妻）・四親等内の親族

※市長・任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人等

※ 親族がいないときや、事情により親族では申立てをすることが難しいときには、本人の住所地の市町村長等が申立てを行うことができます。

※ 申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

2. 法定後見の3つの類型

法定後見では、本人の判断能力に応じて、3つの類型に区分します。

本人の判断能力	具体的な本人の状況（例）	類型
まったくない	◎ 日々の買い物ができず、誰かに代わってやってもらう必要がある。 ◎ 意識不明の状態である。	後見
著しく不十分	◎ 日々の買い物はできるが、預貯金の管理や不動産の処分などを自分で行うことはできない。	保佐
不十分	◎ 預貯金や不動産の管理を自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので、誰かにかわりにやってもらったほうがよい方。	補助

《利用区分のたしかめ方》

日頃の本人の様子を踏まえて、かかりつけの医師に相談して下さい。その際に、申立てのときに、医師に作成してもらう診断書（家庭裁判所指定様式）を参考にされることをお勧めします。

診断書の「3 判断能力判定についての意見」で4段階に区分されているところは、上から順に「後見」・「保佐」・「補助」・「判断能力あり」に相当します。

- 自己の財産を管理・処分することができない。 ←後見相当
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。 ←保佐相当
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。 ←補助相当
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 ←判断能力あり

3 法定後見の概要

		後 見	保 佐	補 助
本人の状態		判断能力が全くない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
援助者の名称		成年後見人	保 佐 人	補 助 人
申立ての手続	申立てができる人	本人・配偶者（夫もしくは妻）・四親等内の親族 ※小林市長・任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人等		
	本人の同意	不 要		必 要
	鑑 定	原則として必要	必 要	原則として不要
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理について、全面的な代理権や取消権が与えられます（ただし、日常生活に関する行為を除きます）。	「特定の事項」について同意権や取消権が与えられます（ただし、日常生活に関する行為を除きます）。	*****
	申立てにより与えられる権限	*****	「特定の事項」以外でも同意権や取消権が与えられます（ただし、日常生活に関する行為を除きます）。	「特定の事項」の一部について、同意権や取消権が与えられます（ただし、日常生活に関する行為を除きます）。
			申立ての範囲内で「特定の法律行為」について代理権が与えられます。	申立ての範囲内で「特定の法律行為」について代理権が与えられます。
	権限の付与について本人の同意	不 要	代理権を与える審判をするときは必要。	同意権・代理権を与える審判をするときは必要。
援助者の責務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の意思を尊重する義務 ・ 本人の心身の状態および生活状況に配慮する義務（身上配慮義務） 		

☆「特定の事項」とは、民法第13条第1項に定められている行為のことです。

- ① 貸金の元本の返済をうけること（預貯金の払い戻し等）。
- ② お金を借り入れたり、保証人になること。
- ③ 不動産をはじめとする重要な財産について、手を入れたり、手放したりすること。
- ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
- ⑥ 相続の承諾・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。

- ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をすること。
- ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

☆「特定の法律行為」とは。

- ◎ 財産管理に関する法律行為（預貯金の払い戻し、口座の解約など）
- ◎ 身上監護に関する法律行為（施設入所の契約、介護サービスの契約など）

4 成年後見人等について

成年後見人等は家庭裁判所が選びます

★ 現在、配偶者や子などの親族が選任されることが多いようですが、第三者の弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門家が選ばれることもあります。

後見人等になることができない人

- ① 未成年者
- ② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、または補助人
- ③ 破産者
- ④ 被後見人に対して訴訟をした者およびその配偶者ならびに直轄家族
- ⑤ 行方の知れない者

★ 家庭裁判所では、下記のような点を総合的に判断して、成年後見人等を選びます。

- ① 本人との心身状況や財産状況
- ② 後見人候補者の心身状況等
- ③ 本人と後見人候補者との利害関係
- ④ 本人の意見など

★ 申立人は、後見等の仕事を任せたいと考えている人を「候補者」として、申し立てることもできます。

★ 成年後見人等を複数選任することもできます（例：長男と長女、長男と弁護士等）

